



皆様の生活にも関わる、知っているときっと役に立つ情報をお届けします

第7号 令和2年4月 発行



A COLUMN ～記事～

「ホームセンターでの仕事」～時々体を使った仕事がしたい

ホームページに書いてあります通り、私の最初の仕事場所は、野々市市内にあるホームセンターです。今でも何か必要なものがあるときは、よくそこに行っています。とは言っても、今ではもう知らない人の方が多いです。

先日、当時の先輩(現在、その店の店次長みたいです)から電話がありました。内容は、損益の見方や経費の種類を教えてほしいということでした。私が働いていた当時は、私もその先輩も資材館の建築資材ブロックの担当でしたので、毎日毎日売場で主に建設業者の方を相手にしていましたが、店次長ともなると店全体の利益などを管理しなければならないのだな～と思い、また私はそういう人に教える立場なんだな～としみじみ感じました。

今では机仕事が主ですが、ホームセンターにいた当時は、机仕事などほとんどありませんでした。店にいるときは、常に売場でお客様と対面で商品を売っていたように思います。

自己紹介の特技にもありますが、私は多くの網戸の張替えをしました。おかげで特技といっても大丈夫だと自分で思えるくらい、網戸張替えが上手だと思えます。とは言っても、家の網戸は張替えたことはありません・・・。

網戸は、蚊などの虫が気になる梅雨前後に需要が集中します。そのため、梅雨前後になると多くのお客様が網戸を持ってこられます。しかし、どれだけ張替えの枚数が増えようと、それ以外の仕事(普段の仕事)もこなさなければならないため、毎日ヘトヘトになっていた記憶があります。今となってはいい思い出ですね。

体調のこともあり、体力を使う仕事はもうできませんが、たまにはホームセンターにいた当時のように体を使った仕事がしたいですね。



EXPLANATION ～解説～

農地の所有権移転～農地法の許可(届出)が必要です

先日、農地を贈与したいという相談があったので、今回は農地の所有権移転について解説をしたいと思います。農地とは、登記簿上の地目が田・畑となっているか、現況が田・畑の土地のことです。

農地は、他の土地とは異なり、たとえ自分の土地であっても自由に売買・贈与・転用はできません。農地は、国の根幹とも言える重要なものであり、農地を無制限に処分することが出来てしまうと、食糧供給上の問題が生じます。しかも、それが国の把握していないところで起こることとなり、国が食糧供給などに関する正確なデータを把握できないこととなります。

このようなことが起こっては困るため、農地の売却等については「農地法」という法律で簡単に売ったり、住宅用地にしたりできないように規制をかけているのです。

1. 許可（届出）の種類

農地を農地のまま他人に売却：農地法第3条による許可（届出）必要

農地を農地以外のもの（住宅用地や駐車場等）に転用：農地法第4条による許可（届出）必要

農地を農地以外のものにした上で他人に売却：農地法第5条による許可（届出）必要

なお、許可と届出のどちらが必要かということに関しては、該当地が市街化区域か市街化調整区域によって決まります。

市街化区域：すでに市街地として利用されており、これからもっと繁栄させていきたいと行政が考えている区域→農業委員会への「届出」が必要

市街化調整区域：市街化区域とは逆に、農地を守るため、できるだけ市街化させたくない行政が考えている区域→「許可」が必要

2. 不動産登記との関係

農地を売買・贈与等により所有権移転をする場合、賃借権や地役権などの用益権を設定する場合、「農地法の許可書（届出書）」を添付して登記申請をする必要があります。

登記地目が田・畑の場合だけでなく、登記の際に法務局に提出する固定資産評価証明書の現況が田・畑の場合も「農地法の許可書（届出書）」が必須となります。

なお、相続により所有権を移転する場合は、「農地法の許可書（届出書）」は不要です。

3. 農地法の許可（届出）

農地法の許可（届出）については、ご本人が行わなければ、行政書士が代理で行うことができます。行政書士でないものを行うと行政書士法違反となります。

許可（届出）の際には、様々な添付書面が必要となります。各自治体のホームページにも記載されていますが、一度行政書士にご相談された方が安全です。

ご不明な点がございましたら当事務所へお問い合わせください。

司法書士・税理士・行政書士久田事務所

司法書士・税理士・行政書士
久田事務所
〒921-8812
野々市市扇が丘9番20号
扇が丘ビル106
TEL：(076) 227-8019
FAX：(076) 227-8061



〈業務内容〉

不動産登記	成年後見
相続手続	裁判書類作成
遺言作成	破産
商業登記	債務整理
定款認証	

当事務所では、随時「登記・相続・債務整理の無料相談」を実施しています
当事務所への質問・業務依頼・相談予約は電話又はメールでお願いします

✉ info@hisada-office.jp

<http://www.hisada-office.jp/>